



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

経営労務通信

発行:武田中小企業診断士・社会保険労務士事務所

〒959-2005 新潟県阿賀野市山口町 1-1696

TEL 0250-47-8020 FAX 0250-47-8021 e-mail h-takeda@aroma.ocn.ne.jp

8
2026

重要

令和8年分の年末調整のための各種様式を公表(国税庁)

令和 8 年 12 月に行う年末調整においては、所得税の基礎控除の引上げ、給与所得控除の最低保障額の引上げ及び扶養親族等の所得要件の改正といった令和 8 年度税制改正による改正規定が適用されます。また、年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例も適用されます。

これらの改正に伴い、年末調整関係書類の一部を変更することが国税庁から予告されていましたが、この度、それらの確定版も含め、令和 8 年分の年末調整のための各種様式が公表されました。

例：代表的な申告書（保険料控除申告書）

※赤枠は主な変更箇所



★令和 8 年度税制改正による所得税の基礎控除の引上げ等については、今回公表された各種様式を含め、早めにチェックしておくようにしましょう。

重要改正

50 人未満の事業場へのストレスチェックの義務化 施行期日は「令和 10 年4月1日」

令和 7 年の労働安全衛生法等の改正により、ストレスチェックについて、当分の間、努力義務とされている労働者数 50 人未満の事業場についても、その実施を義務付けることとされました。その施行期日は、「公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日」とされており正式決定が待たれていましたが、それが「令和 10 年 4 月 1 日」とされました。

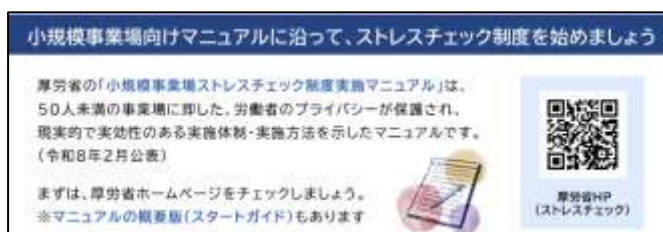
厚生労働省からリーフレットが公表されていますので、確認しておきましょう。

(次ページへ続く)

………… 労働者数 50 人未満の事業者もストレスチェックが義務になります！周知用リーフレット ………



このリーフレットでは、
 ストレスチェックの基本的な内容、ストレスチェック制度
 に取り組む意義が紹介されています。
 そのうえで、各種の関連サイトのQRコードなどが紹介さ
 れています。
 例：厚労省の「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニ
 ュアル」を紹介している部分



★労働者数 50 人未満の事業者の方（すでにストレスチェックを実施している場合を除きます）は、施行期日までに対応が必要となります。必要であれば、気軽にお声掛けください。このリーフレット、さらには小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアルなどを紹介しながら、アドバイスさせていただきます。

要チェック

電子帳簿等保存制度を活用してデジタル化をさらに進めてみませんか？（国税庁）

国税庁では、リーフレットを公表して、「電子帳簿等保存制度を活用して、デジタル化をさらに進めてみませんか？」と呼びかけています。そのリーフレットの一部を紹介します。

………… 電子帳簿等保存制度を活用してデジタル化をさらに進めてみませんか？（国税庁リーフレット） ………



★このリーフレットでは、電子帳簿等保存制度や税制上の優遇措置の内容が、事業者のメリットを交えつつ、わかりやすく紹介されています。必要であれば、気軽にお声掛けください。そのURLなどをお伝えします。

お仕事 カレンダー 8月

8/10

- 7月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

8/31

- 7月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 6月決算法人の確定申告と納税・12月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）



◆あとかぎ◆

8月の労務対策で最も重要なのは、お盆休み（夏季休暇）に伴う労働時間の適正管理と、猛暑による熱中症への安全配慮義務の徹底です。また、10月の発効に向けた最低賃金の改定準備も進めましょう。